

建設工事請負契約書新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <p>注 この工事において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 2 条第 5 項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、次のように加える。</p> <p>なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称並びに共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。</p> <p><u>10. 住宅建設瑕疵担保責任保険</u></p> <p>(1) 保険法人の名称</p> <p>(2) 保険金額 円</p> <p>(3) 保険期間</p> <p>(略)</p> <p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第 48 条の 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下同じ。）が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>(5) ～ (8) 略</p>	<p>(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <p>注 この工事において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 2 条第 5 項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、次のように加える。</p> <p>なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称並びに共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。</p> <p><u>9. 住宅建設瑕疵担保責任保険</u></p> <p>(1) 保険法人の名称</p> <p>(2) 保険金額 円</p> <p>(3) 保険期間</p> <p>(略)</p> <p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第 48 条の 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店<u>若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(2) <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) ～ (8) 略</p>